

公益財団法人滋賀県スポーツ協会国民体育大会における 滋賀県代表選手選考に関する規程

(目的)

第1条 公益財団法人滋賀県スポーツ協会は、国民体育大会における滋賀県代表選手の公平かつ公正な選考を行うため、この規程を定める。

(選考基準の明確化)

第2条 代表選手の選考にあたっては、各競技団体において、選考人数、選考期間、選考対象大会、選考の方法、予選会免除対象者の取り扱い、その他選考における考慮すべき事項について、具体的な選考基準を設定しなければならない。

選考基準については、各競技団体の代表選手選考委員会等で決定され、客観的に公平性・公正性が認められる内容でなければならない。

(選手基準の周知)

第3条 選考基準については、各競技団体において、選手・監督等の関係者に対し、通知またはホームページ等により、広く確認できる方法で余裕をもって事前に周知（公開）しなければならない。

(選考基準の変更)

第4条 各競技団体は、原則として選考期間中または選考対象大会開始後に、選考基準の変更を行わないこととする。やむを得ず変更を行う場合は、速やかに選手、監督等の関係者へ周知し、十分に理解を得なければならない。

(選考選手の報告)

第5条 各競技団体代表責任者は、本会会長に対し、本会が設定する報告締切日までに、選考基準を明確にした上で選考選手を報告し、国民体育大会への参加申込みを適正に行わなければならない。

また、滞りなく参加申し込みを済ませるため、各競技団体において、選考前に対象選手の参加資格および、本人の国体参加の意思を確認しておかなければならない。

(県代表選手の決定および公開)

第6条 本会は、各競技団体からの報告を受け、明確な基準のもとに選考された選手であるかを審査し、適正であることを確認した上で、県代表選手として決定しなければならない。

2 本会は、決定した県代表選手について、報道各社への資料提供やホームページへの掲載等により公開しなければならない。

(選考結果の説明責任)

第7条 各競技団体は、選考結果に対する質問や疑義があった場合は、対応窓口を提示して速やかに対応するとともに、当該者の理解が得られるよう、誠意をもって具体的かつ明確な説明に努めるなど、適切に対応しなければならない。

(不服申立)

第8条 本会の決定した事項に不服があるときは、本会及び当該申立者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。

付則 本規程は、令和4年4月1日より施行する。